

「お客様へ」

給水装置所有者変更届について

変更内容により、必要書類が異なりますので下記を参考に、ご用意下さるようお願いいたします。

また、変更内容により、必要書類が増える場合もありますので、ご不明な点等ございましたら、下記「問い合わせ先」までお願いいたします。

(1) 相続等に係る「給水装置所有者変更」に必要な書類

- ① 給水装置所有者変更届 1通
- ※② 親子又は兄弟等の関係がわかる戸籍謄本等の写し
または、相続後の土地や家屋登記簿謄本の写し 1通

(2) 売買等に係る「給水装置所有者変更」に必要な書類

- ① 給水装置所有者変更届 1通
- ※② 土地や家屋登記簿謄本又は売買契約書の写し 1通

(3) その他に係る「給水装置所有者変更」に必要な書類

- ① 給水装置所有者変更届 1通
- ※② 旧所有者から新所有者への変更が確認できる書類の写し 1通

注意

※②の書類がご用意できない場合は、③と④が必要となります。

- ③ 誓約書(実印を押印してください) 1通
- ④ 誓約書に押印した実印の「印鑑証明」
(発行から3ヶ月以内のもの) 1通(コピー可)

[問い合わせ先]

山武郡市広域水道企業団

業務課 料金班

☎ 0475-55-7853